

避難所における新型コロナウイルス感染症に対応した 運営指針について

新型コロナウイルス感染症の恐れがある状況において、災害があった場合に備え、感染リスクを可能な限り低減するため、次のとおり、避難所運営に関する指針を定める。

避難所の開設にかかる運営指針

(1) 可能な限り多くの避難所の開設

避難者の収容人数を考慮し、あらかじめ指定避難所等以外の避難所を開設するなど、通常の災害発生時よりも可能な限り多くの避難所を開設するとともに、ホテルや旅館等の活用等も視野に開設する。

【避難者の収容人数の確定】

- ・全自主避難所及び指定避難所の避難スペース面積から収容人数を確定する。収容人数は、通路を含め一人当たり6㎡を目安とする。

【指定避難所等以外の避難所開設】

- ・指定避難所以外の公共施設等を避難所として活用可能かを検討し、施設管理者と協議を進める。

【多くの避難所の開設】

- ・避難所開設に当たっては、これまでの実績などから避難者の人数を推計し、収容人数を考慮し、開設避難所数を決定する。また、避難所が過密とならないよう、配慮する。

【ホテルや旅館等の活用】

- ・避難所の必要数確保のため、ホテルや旅館等について、緊急時の借り上げや避難所として提供していただけるよう、協定等の締結を進める。

(2) 親戚や友人の家等への避難の検討

避難所が過密状態にならないよう、可能な場合は親戚や友人の家等への避難を検討していただくことを周知する。

【親戚や友人宅等への避難検討の周知】

- ・在宅避難や、親戚や友人宅等への避難について、HPや、広報紙等で周知を図り、勧奨する。

- ・在宅避難者等への食料の配布などの方策を検討し、周知する。

(3) 自宅療養者等の避難の検討

自宅療養等を行っている軽症者等への対応については、保健福祉部局と十分に連携の上で、適切な対応を事前に検討する。

【自宅療養等を行う軽症者への対応】

- ・潮来保健所等との協議により、発災前よりできるだけ軽症者用施設への入所や、病院等への入院を勧奨する。
- ・自宅療養者ごとに、あらかじめ避難所となる入居施設等を決定しておく。
- ・発災時の移動方法について、消防署等による移送や、自家用車等による自走などをあらかじめ決定しておく。

(4) 避難者の健康状態の確認

避難者の健康状態の確認について、「避難所における感染対策マニュアル」(2011厚労省)などを参考に、避難所への到着時に行い、避難後も定期的に確認する。

【避難者の健康状態の確認】

- ・体温測定、管理表等に記入いただき、健康状態を確認する。
- ・「神栖市災害時保健活動マニュアル」に基づき、保健師の駐在や巡回などを行う。
- ・看護師経験者などを災害時ボランティアとして確保し、各避難所で活用する。

(5) 手洗い、咳エチケット等の基本的な対策の徹底

避難者や避難所運営スタッフは、頻繁に手洗いするとともに、咳エチケット等の基本的な感染対策を行う。

【手洗い、咳エチケット等の基本的な対策】

- ・避難所運営マニュアルに基づき、手洗い、咳エチケット等の基本的な対策を徹底する。
- ・避難された方へ、ポスター等での周知を行う。

(6) 避難所の衛生環境の確保

物品等は定期的及び汚れがあるときに家庭用洗剤で清掃するなど、避難所の衛生環境を整える。

【衛生環境の確保】

- ・避難所運営マニュアルに基づき、衛生環境の確保を行う。
- ・避難された方へ、ポスター等での周知を行う。

(7) 十分な換気の実施，スペースの確保等

避難所内は十分な換気に努め，避難者が十分なスペースを確保できるよう留意する。

【十分な換気の実施，スペースの確保】

- ・十分な換気の実施，スペースの確保等を行う。
- ・避難された方へ，ポスター等での周知を行う。
- ・全自主避難所及び指定避難所の避難スペース面積から収容人数を確定する。収容人数は，通路を含め一人当たり 6 m²を目安とする。

(8) 発熱，咳等の症状

発熱，咳等の症状が出た者は，専用のスペースを確保すること。その際スペースは個室にし，専用のトイレの確保が望ましい。同じ兆候や症状のある人々を同室とすることは望ましくない。やむを得ず同室とする場合には，パーティションで区切るなどの工夫をする。症状が出た者の専用スペースやトイレは一般の避難者とはゾーン，導線を分ける。

【発熱，咳等の症状への対応】

- ・専用スペースの確保や専用トイレの設置，検温等を行う。
- ・避難する際に体温計の持参を周知し，検温について協力してもらう。
- ・避難所入所時に発熱や咳の症状がある方は，福祉避難所として開設する，はさき福祉センター及び神栖市福祉会館に移動してもらう。
- ・福祉避難所内は専用スペースを設け，室内をパーティションで区切り，専用トイレを割り当てる。

(9) 避難者が感染症を発症した場合

感染症を発症した場合を想定し，適切な対応を事前に検討しておく。

※新型コロナウイルス感染症については，軽症者であっても，原則として一般の避難所に滞在することは適当でないため。

【感染症発症への対応】

- ・避難所内で感染症が疑われる避難者が発生した場合には、保健所等に対応を確認し、速やかに受診につなげる。
- ・避難所運営マニュアルに基づき、発症時の対応を行う。

(10) その他

- ・妊産婦専用避難所を確保する。(福祉避難所協定を締結している施設と協議を進める。)
- ・障がい者、要介護者等については、できるだけ各サービス事業所が活用できるよう、ケアマネジャー及びサービス事業者と協議を進める。
- ・障がい者、要介護者等が避難する際には、福祉タクシーが活用できるよう、事業者等と協議を進める。